

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 経営資金の取扱いに係るQ & A

お手続きについて-----

Q 1 どのように手続すればよいですか？

A 1 新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」）の影響により事業の継続に支障がある方で経営資金（以下、「コロナ融資」）を希望する方は、福祉医療機構ホームページ（https://www.wam.go.jp/hp/fukushi_shinngata_corona_moushikomishorui/）からダウンロードした借入申込書に必要な書類一式を、当機構あて送付してください。送付先は以下のとおりです。（問い合わせ先は[こちら](#)）

なお、所定の審査がございます。経常赤字（経常損失）や債務超過等の経営改善が必要なお客様には、当機構からご連絡させていただくことがございます。

【宛先】

〒105-8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

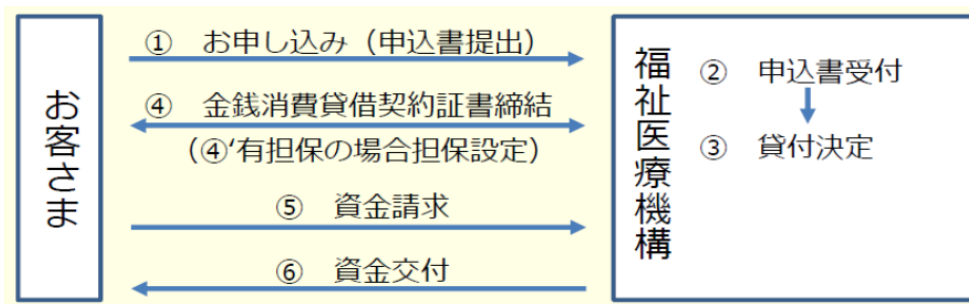
独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス対応支援室

借入申込書 受付担当 行

Q 2 借入申込を行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが異なりますのでご注意ください。（担保についてはQ10をご参照ください。）



Q 3 融資までどのくらいの日数がかかりますか。

A 3 お申し込み手続きを通常審査より簡素化し、お客さまのご意向に沿って速やかにご融資ができるよう努めております。ただし、お手続きの流れでもご案内しましたが、有担保の貸付か無担保の貸付となるか、加えて、お申込状況、審査状況により、必ずしもご意向に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い致します。

Q 4 どちらに問い合わせればいいですか。

A 4 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤルを設置しておりますのでお問い合わせください。

0 1 2 0 - 3 4 3 - 8 6 2

※携帯電話等でつながらない場合：0 3 - 3 4 3 8 - 0 4 0 3

制度・条件・対象について-----

Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか。

A 5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「経営資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

新たな施設整備を行う場合については、「建築資金」または「設置整備資金」となりますが、当該資金種類では通常融資となり、特例措置は講じておりません。

Q 6 融資を受けることができる条件は何ですか。

A 6 新型コロナウイルスにより、一定の影響を受け事業の継続に支障がある事業者の方を対象としております（当該感染症に施設利用者や施設職員が罹患していることは要件としておりません）。融資対象となる事業の種類は福祉医療機構ホームページに掲載している主な「融資対象施設・事業」をご確認ください。詳細につきましては上記A 4に記載の窓口までお問い合わせください。

Q 7 資金使途に制限はありますか。

A 7 本資金は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てん等に充てる運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。

なお、本貸付金を既往借入金の上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、返済を求められる可能性があります。

Q 8 既に融資を受けた後、更に融資を受けることができますか。

A 8 既に融資を受けた後でも追加で融資することは可能です。

ただし、既に実行した融資額以上の更なる資金の必要性をご説明いただくこととなり、また無利子限度額や無担保限度額は既に融資を受けた額を加えた額となりますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

Q 9 既に融資を受けた後、更に追加で融資を受ける場合必要書類は何ですか。

A 9 新たに借入申込書一式を郵送によりお申し込みください。

また、次の書類については、前回の融資申込以後の変更がある場合のみ、借入申込書とあわせてご提出ください。変更がない場合、ご提出いただく必要はございません。

- ・法人の登記簿謄本…前回申込以降に、登記の記載事項（名称、住所や理事長名等）に変更が生じた場合。
- ・確定申告書(写)、決算報告書(写)…直近の決算分が新たに準備できた場合。

Q 1 0 法人単位での申し込みになりますか。

A 1 0 施設単位での申込になります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q 1 1 貸付利率について教えてください。

A 1 1 福祉貸付事業において、当初 5 年間 6,000 万円までは無利子（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）については、当初 5 年間 1 億円までは無利子）となります。なお、6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）については、1 億円）を超える部分は有利子となります。また、6 年目以降は有利子となります。融資にあたっては保証人が必要となりますが、一定の利率を上乗せし保証人不要とすることもできます。ただし、その際は無利子期間であっても一定の利率が発生することとなりますのでご注意ください。

Q 1 2 担保について教えてください。

A 1 2 当福祉医療貸付制度におきましては原則として有担保の貸付ですが、当該経営資金に限り、福祉貸付事業については、お借入額 6,000 万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）については、1 億円）まで無担保でご融資ができます。

Q 1 3 Q 1 1、Q 1 2にある「新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設」はどのような施設が該当しますか。

A 1 3 以下の施設が該当します。

- (1)生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設
- (2)売春防止法に規定する婦人保護施設
- (3)児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (4)老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム。なお、介護保険法に規定する地域密着型サービスに該当するものを除く。
- (5)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設

Q 1 4 借入金の返済の途中で、繰り上げて返済することはできますか。

A 1 4 借入金の返済の期限前に返済予定を繰り上げて借入金一部または全額を返済することは可能です。なお、コロナ融資においては、繰上償還に伴う弁済補償金は発生しないこととしております。

すでにご融資している資金のご返済について-----

Q 1 5 今回のコロナ融資により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか。

A 1 5 本融資制度は、新型コロナウイルスの影響による減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用いただけません。

Q 1 6 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか。

A 1 6 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては顧客業務部顧客業務課で相談を受け付けております。当面 6 か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に 3 年（最長 3 年 6 か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

【返済に関するご相談窓口】

フリーダイヤル：0120-343-864